

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市海上輸送費支援事業補助金
補助の区分	事業補助(事業補助)
補助の概要	離島地域の振興を図るため、原木、その他の水産品、飲料、電気機械、農産加工品の移出及びそれらの原材料等の移入に係る海上輸送に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市離島活性化協議会
補助対象経費	補助事業者が実施する戦略産品海上輸送に係る経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	【上限】 予算の範囲内で補助対象経費の4/5以内
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費の4/5以内（国3/5、市1/5）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	品目ごとに目標設定あり。 ○目標に対する費用対効果（計算式）
補助制度開始	平成30年4月1日
	見直し時期
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡市広報誌、CNS
事業担当	（担当部署） 産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863